

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行令案参照条文 目次

○ 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）（抄）	1
○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）	2

○ 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）（抄）

（基金）

第十八条 指定装備移転支援法人は、装備移転支援業務であつて次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

一 認定装備移転事業者による認定装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整に係る業務であつて、装備移転が安全保障上の観点から適切に行われるために緊要なもの

二 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2（略）

6 防衛大臣は、第十一条第二項又は第十四条第二項において準用する第十条の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、当該通知を受けた指定装備移転支援法人に対し、第二項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

7 前項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

8・9（略）

（装備品等秘密の指定等）

第二十七条 防衛大臣は、防衛省と装備品等の研究開発、調達、補給若しくは管理若しくは装備品等に関する役務の調達又は自衛隊の使用する施設の整備に係る契約（装備移転仕様等調整の実施に係る契約を含む。以下この条において「装備品等契約」という。）を締結した事業者（以下この条において「契約事業者」という。）に対し、当該装備品等契約を履行させるため、装備品等又は自衛隊の使用する施設に関する情報であつて、公になつていないもの（自衛隊法第五十九条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員が漏らしてはならないこととされる秘密に該当する情報に限る。）のうち、その漏えいが我が国の防衛上支障を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密及び特定秘密の保護に関する法律第三条第一項に規定する特定秘密に該当するものを除く。）を取り扱わせる必要があると認めるときは、これを装備品等秘密に指定し、その指定の有効期間を定めた上で、当該装備品等秘密を当該契約事業者に提供することができる。

2 防衛大臣は、契約事業者に対し装備品等秘密を提供するときは、これを記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この項において同じ。）若しくは物件又は当該装備品等秘密を化体する物件について、装備品等秘密であること及び当該装備品等秘密としての指定の有効期間の表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）を行わなければならない。

3（略）

6（略）

(政令への委任)

第二十八条 前条に定めるもののほか、装備品等秘密の指定の手続その他装備品等秘密に関し必要な事項は、政令で定める。

(施設委託管理者)

第三十条 防衛大臣は、前条の規定により取得した指定装備品製造施設等について、当該指定装備品等の製造等を行わせるため、政令で定めるところにより、当該指定装備品製造施設等において当該指定装備品等の製造等を行っていた装備品製造等事業者又は他の指定装備品製造施設等において当該指定装備品等の製造等を行っている装備品製造等事業者（当該指定装備品等と同種の装備品等の製造等を行っている装備品製造等事業者を含む。）に対し、その管理を委託するものとする。

29 (略)

附則

(施行期日)

1 この法律は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第三章並びに第三十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2・3 (略)

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）

(装備政策部の所掌事務)

第七十三条 装備政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する制度の総合調整に関すること。
- 三 装備品等の補給及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 四 秘密の保全に関すること。
- 五 装備品等及び役務に関する契約の相手方におけるサイバーセキュリティの確保に関すること。
- 六 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

(装備政策課の所掌事務)

第八十八条 装備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備政策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（装備保全管理課の所掌に属するも

のを除く。）。

三 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する制度の総合調整に関すること。

四 装備品等の補給及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

五 装備政策部の所掌事務に必要な情報の収集、整理及び分析に関すること（装備保全管理課の所掌に属するものを除く。）。

六 前各号に掲げるもののほか、装備政策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（装備保全管理課の所掌事務）

第百九十条 装備保全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する総合的な政策のうち科学技術の管理に関するものの企画及び立案に関すること。

四 装備政策部の所掌事務のうち科学技術の管理に関する必要な情報の収集、整理及び分析に関すること。